

長野県公募型プロポーザル方式の試行について

1 概要

長野県（知事部局及び企業局に限る。）が発注する建設工事、委託業務のうち、高度な知識、技術力（構想力）並びに応用力が要求される案件の契約にあたり、意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定する。

2 対象業務

- 1 標準的な積算基準がない建設工事・委託業務
- 2 高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする建設工事・委託業務
- 3 新たな技術や工法（解析手法）などを採用する、先例が少ない建設工事・委託業務
- 4 その他、本方式で執行することが適当であると認められる建設工事・委託業務

3 事務の流れ(R2.4.1～適用)

- 1 請負人等選定委員会で参加要件、評価項目、採点基準等を決定
- 2 公募により、建設工事・委託業務の目的に合致した企画の提案を求める。
- 3 技術評価会議がヒアリング（プレゼンテーション）により技術提案書の評価を行う。
- 4 発注機関の長は技術提案書提出者の中から最適者「特定者」を決定し、随意契約を行う。

